

会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中川 幹 太

上越市規則第9号

会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成24年上越市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「第4号」を「第3号」に改める。

第10条第1項中「第14号及び第15号」を「第16号及び第17号」に改め、同項第9号中「第3項第5号」を「第3項第4号」に改め、同項中第15号を第17号とし、第14号を第16号とし、同号の前に次の1号を加える。

(15) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

第10条第1項中第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 妊娠に起因して出現するつわり、浮腫、蛋白尿、高血圧、静脈瘤その他これに準ずる症状を呈し勤務が著しく困難な場合 一の妊娠期間における14日の範囲内の期間

第10条第3項中「第5号及び第6号」を「第4号及び第5号」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条第5項中「第1項第9号、第14号及び第15号並びに、第3項第4号から第6号まで」を「第1項第9

号、第13号、第16号及び第17号並びに第3項第3号から第5号まで」に改め、同条第6項中「第3項第4号から第6号まで」を「第3項第3号から第5号まで」に改め、同条第9項中「第3項第7号」を「第3項第6号」に改め、同条第10項中「第3項第8号」を「第3項第7号」に改める。

第11条第5項中「第3項第5号」を「第3項第4号」に改め、同条第6項中「前条第3項第3号及び第4号」を「前条第3項第3号」に改める。

第3号様式中「任用期間
任用更新」を「任用期間」に、

「

給料又は報酬	
通勤手当又は 費用弁償	

を

」

「

給料又は報酬	
期末・勤勉手当	
通勤手当又は 費用弁償	

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則の施行の際現に特別休暇の承認を受けている会計年度任用職員に係る第10条の規定は、この規則の施行の日以後に取得する期間について改正後の同条の規定を適用し、同日前に取得した期間については、なお従前の例による。